

諮問番号 : 令和2年度諮問第5号(令和2年12月3日付け)

答申番号 : 令和3年度答申第2号

答 申

審査請求人〇〇〇〇が令和2年6月18日付けで提起した処分庁岐阜県身体障害者更生相談所長による身体障害者手帳再交付決定処分(令和〇年〇月〇日付け。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 請求人の主張の要旨

本件審査請求は、審査請求人が、岐阜県身体障害者更生相談所長(以下「処分庁」という。)が令和〇年〇月〇日付けで行った本件処分の取消しを求めて提起したものであり、その理由とするところは次のとおりである。

- 1 家族のサポートなしでは日常生活を安全に送ることができない。
- 2 〇〇病院へ行く際は、主人又は息子の送迎が必要である。
- 3 家での生活が2階から1階に移った。
- 4 布団から介護ベッドになった。
- 5 〇〇〇又は〇〇〇〇に買物に行く際も、主人又は息子の力を借りる。
- 6 トイレ、浴室及び部屋に手摺を付けた。

- 7 ○年前に退院する際は、手術を行った医師から今後の生活についての説明があった。今回は、毎回医師が代わり、1級から4級になるとの説明もなかった。○○病院の対応に不信感がある。

第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

心臓機能障害に係る障害程度等級は、1級、3級及び4級が定められているところ、審査請求人の障害は1級及び3級の基準には該当せず、4級の基準には該当するから、処分庁が4級としたことは相当である。

第4 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年12月 3日	諮問
令和3年 7月16日	審議（第9回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法の規定等

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）

ア 法第15条は、手帳の交付について、次のとおり規定している。

「第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現所在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が15歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わって申請するものとする。

2 略

3 第1項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。

4 都道府県知事は、第1項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

5から10まで 略 」

イ 法別表第5項は、心臓機能障害について、次のとおり規定している。

「五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの 」

(2) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）

令第10条は、手帳の再交付について、次のとおり規定している。

「第10条 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至つた者又は身体障害者手帳を破り、汚し、若しくは失つた者から身体障害者手帳の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者手帳を交付しなければならない。

2及び3 略

(3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）

ア 規則第5条は、手帳の記載事項等について、次のとおり規定している。

「第5条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 略

二 障害名及び障害の級別

三及び四 略

2 略

3 第1項の障害の級別は、別表第5号のとおりとする。

イ 規則別表第5号は、心臓機能障害に係る級別について、次のとおり規定している。

「

1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	
3級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの

4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級	
6 級	
7 級	

」

- (4) 「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害者認定基準）について」（平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部長通知。以下「認定基準」という。）

認定基準第251には、心臓機能障害について、次のとおり記載されている。

「1 心臓機能障害

(1) 18歳以上の者の場合

ア 等級表1級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 次のいずれか2つ以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰り返シアダムスストークス発作が起こるもの。

- a 胸部エックス線所見で心胸比0.60以上のもの
- b 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの
- c 心電図で脚ブロック所見があるもの
- d 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
- e 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
- f 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
- g 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの

- h 心電図で第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導（ただしV1を除く。）のいずれかのTが逆転した所見があるもの
 - (イ) ペースメーカーを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの
- イ 等級表3級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。
- (ア) アのaからhまでのうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰り返し必要としているもの
 - (イ) ペースメーカーを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
- ウ 等級表4級に該当する障害は次のものをいう。
- (ア) 次のうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。
 - a 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの
 - b 心電図で期外収縮の所見が存続するもの
 - c 心電図でSTの低下が0.2mV未満の所見があるもの
 - d 運動負荷心電図でSTの低下が0.1mV以上の所見があるもの
 - (イ) 臨床所見で部分的心臓浮腫があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。
 - (ウ) ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限

されるもの

(2) 18歳未満の者の場合

略

」

(5) 「身体障害者認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成15年2月27日付け障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課長通知。以下「質疑応答集」という。）

質疑応答集〔心臓機能障害〕4には、ペースメーカーの移植を受けた者に係る認定基準の適用について、次の質疑及び回答がある。

「

質疑	回答
4. ペースメーカーを植え込みしたもので、「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1級）、「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（3級）、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4級）はどのように判断するのか。	(1) 植え込み直後の判断については、次のとおりとする。 「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1級）とは、日本循環器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドライン」（2011年改訂版）のクラスⅠに相当するもの、又はクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2未満のものをいう。 「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（3級）とは、同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2以上4未満のものをいう。 「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4級）とは、同ガイドラインの

	<p>クラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が4以上のものをいう。</p> <p>(2) 植え込みから3年以内に再認定を行うこととするが、その際の判断については次のとおりとする。</p> <p>「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1級）とは、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2未満のものをいう。</p> <p>「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（3級）とは、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2以上4未満のものをいう。</p> <p>「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4級）とは、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が4以上のものをいう。</p>
--	--

」

2 本件処分について

(1) 本件処分の違法性又は不当性について

規則別表第5号は、心臓機能障害に係る障害程度等級について、1級、3級及び4級を定めているので、審査請求人の障害について、順次、これらに該当するか検討する。

ア 1級

認定基準第2五1(1)アは、18歳以上の者について、1級に該当する障害は、認定基準第2五1(1)ア(ア)又は(イ)に該当するものであるとしてい

る。そして、認定基準第2五1(1)ア(ア)は、認定基準第2五1(1)ア(ア)aからhまでのいずれか2つ以上の所見があること等を要件としているが、本件診断書・意見書によれば、審査請求人については、これらのいずれの所見もない。なお、〇〇〇〇の所見については、本件診断書・意見書「〇〇〇〇」欄においてないものとされているが、本件診断書・意見書「〇〇〇〇」欄及び「〇〇〇〇」欄において〇〇〇〇に言及されている。この点、認定基準第2五1(1)ア(ア)〇は、「〇〇〇〇」としており、〇〇〇所見で〇〇〇〇がなく、〇〇〇と〇〇〇がともに〇〇であり、〇〇〇〇がない審査請求人については、〇〇〇〇として〇〇〇〇の所見があるとしても、これに該当しない。したがって、審査請求人の障害は、認定基準第2五1(1)ア(ア)に該当しない。

次に、認定基準第2五1(1)ア(イ)は、ペースメーカーの移植を受けた者等に係る要件であり、審査請求人にも適用の余地がある。審査請求人については、先天性疾患によりペースメーカーを移植したのもでも、人工弁移植又は弁置換を行ったものでもないことから、認定基準第2五1(1)ア(イ)の「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」に該当するかどうかの問題となるが、質疑応答集「心臓機能障害」4回答(2)によれば、「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」とは、身体活動能力(運動強度)が2メッツ未満のものをいうところ、審査請求人の身体活動能力(運動強度)は、本件診断書・意見書によれば〇メッツであることから、審査請求人の障害は、これに該当しない。したがって、審査請求人の障害は、認定基準第2五1(1)ア(イ)に該当しない。

以上のおりであるから、審査請求人の障害は、1級に該当しない。

イ 3級

認定基準第2五1(1)イは、18歳以上の者について、3級に該当する障害は、認定基準第2五1(1)イ(ア)又は(イ)に該当するものであるとしてい

る。そして、認定基準第2五1(1)イ(ア)は、認定基準第2五1(1)ア(ア) a から h までのいずれかの所見があること等を要件としているが、上記2(1)アで述べたとおり、審査請求人については、これらのいずれの所見もない。したがって、審査請求人の障害は、認定基準第2五1(1)イ(ア)に該当しない。

次に、認定基準第2五1(1)イ(イ)は、ペースメーカーの移植を受けた者に係る要件であり、審査請求人にも適用の余地がある。認定基準第2五1(1)イ(イ)の「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」に該当するかどうかは問題となるが、質疑応答集「心臓機能障害」4回答(2)によれば、「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」とは、身体活動能力(運動強度)が2メッツ以上4メッツ未満のものをいうところ、審査請求人の身体活動能力(運動強度)は、本件診断書・意見書によれば0メッツであることから、審査請求人の障害は、これに該当しない。したがって、審査請求人の障害は、認定基準第2五1(1)イ(イ)に該当しない。

以上のとおりであるから、審査請求人の障害は、3級に該当しない。

ウ 4級

認定基準第2五1(1)ウは、18歳以上の者について、4級に該当する障害は、認定基準第2五1(1)ウ(ア)、(イ)又は(ウ)に該当するものであるとしている。そして、認定基準第2五1(1)ウ(ア)は、認定基準第2五1(1)ウ(ア) a から d までのいずれかの所見があること(以下「前段の要件」という。)及び家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるものであること(以下「後段の要件」という。)を要件としているところ、上記2(1)アで述べたとおり、〇〇〇〇の所見の有無については〇〇〇〇所見はないが、〇〇〇〇として〇〇〇〇について言及があり、仮に、これがあるとすれば、前段の要件は満たされることとなる。また、審査請

求人のお〇〇〇〇は、本件診断書・意見書によれば、〇〇〇〇であることから、後段の要件も満たされる。したがって、〇〇〇〇の所見があるとなれば、審査請求人の障害は、認定基準第2五1(1)ウ(ア)に該当する。

次に、認定基準第2五1(1)ウ(イ)は、部分的心臓浮腫があること等を要件としているが、本件診断書・意見書によれば、審査請求人については、浮腫の所見がない。したがって、審査請求人の障害は、認定基準第2五1(1)ウ(イ)に該当しない。

最後に、認定基準第2五1(1)ウ(ウ)は、ペースメーカーの移植を受けた者に係る要件であり、審査請求人にも適用の余地がある。認定基準第2五1(1)ウ(ウ)の「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」に該当するかどうかは問題となるが、質疑応答集[心臓機能障害]4回答(2)によれば、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」とは、身体活動能力(運動強度)が4メッツ以上のものをいうところ、審査請求人の身体活動能力(運動強度)は、本件診断書・意見書によれば〇メッツであることから、審査請求人の障害は、これに該当する。したがって、審査請求人の障害は、認定基準第2五1(1)ウ(ウ)に該当する。

以上のとおり、審査請求人の障害は、〇〇〇〇の所見があるとなれば認定基準第2五1(1)ウ(ア)及び(ウ)に、〇〇〇〇の所見がないとしても認定基準第2五1(1)ウ(ウ)に該当するので、4級に該当する。

以上のとおりであるから、処分庁が審査請求人の障害程度等級を4級としたことは、相当であり、何ら違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、個別具体的な生活上の不都合等を縷々主張するが、障害程度等級は、身体障害者診断書・意見書に記載された障害の状況及び所見等を認定基準に当てはめて判断されるものであり、そのように判断された審査請求人の障害程度等級が4級であることは、上記2(1)で述べたとおりであ

る。

したがって、審査請求人の主張はいずれも認められない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 大野正博、委員 山内沙絵子、委員 和田恵